

## 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書

東京・池袋で87歳の高齢者が運転する車が暴走し、母子2人が亡くなった事故以降も高齢運転者による事故が続いている。近年、交通事故の発生件数は減少傾向にあるが、75歳以上の高齢運転者の死亡事故の割合は高まっており、単純ミスによる事故も目立つ。警察庁は、昨年末時点で約563万人いる75歳以上の運転免許保有者が、2022年には100万人ふえて663万人に膨らむと推計している。

こうした状況を踏まえ、国は道路交通法で75歳以上の免許保有者は、違反時や運転免許更新時に認知機能検査を受けることを義務づけているが、今や高齢運転者の安全対策及び安全運転支援の取り組みは待ったなしの課題である。また、過疎地域を中心に、いまだ生活の足として車が欠かせない高齢者も多い中、自主的に免許を返納した場合などの地域における移動手段の確保も重要な取り組みである。

よって、政府においては、地方自治体や民間事業者と連携しながら、総合的な事故防止策としての高齢運転者の安全運転支援と地域における移動手段の確保を進めるため、下記の事項について早急に取り組むよう強く要望する。

### 記

- 1 自動ブレーキやペダル踏み間違い時の急加速を防ぐ機能など、ドライバーの安全運転を支援する装置を搭載した安全運転サポート車（サポカーS）や後づけのペダル踏み間違い時加速抑制装置の普及を一層加速させるとともに、高齢者を対象とした購入支援策を検討すること。
- 2 高齢運転者による交通事故を減らすため、自動ブレーキなどを備えた安全運転サポート車（サポカーS）に限定した運転免許の創設や走行できる場所、時間帯などを制限した条件つき運転免許の導入を検討すること。
- 3 運転免許を自主返納した高齢者が日々の買い物や通院などに困らないよう、コミュニティバスやデマンド（予約）型乗合タクシーの導入など、地域公共交通ネットワークのさらなる充実を図ること。また、地方自治体などが実施する運転免許の自主返納時におけるタクシーや公共交通機関の割引制度などに対する支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月24日

内閣総理大臣  
総務大臣  
経済産業大臣 宛て（各通）  
国土交通大臣  
国家公安委員会委員長  
衆参両院議長

水戸市議会議長 安 藏 栄

## 太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用を求める意見書

パリ協定の枠組みのもと、脱炭素社会の構築が求められる中、環境負荷の低減やエネルギー安全保障等の観点から、太陽光発電を初めとする再生可能エネルギーの導入拡大が必要とされている。

こうした中、再生可能エネルギー特別措置法に基づく固定価格買取制度(FIT)の施行以降、導入量が着実に増加してきている一方、一部の地域では、防災・景観・環境面での地域住民の不安やFIT買取期間終了後に太陽光パネルが放置されるのではないかとの懸念が生じている。

よって、政府においては、今後こうした不安や懸念を払拭しつつ、地域と共生する形で再生可能エネルギーの導入をさらに促進する観点から、太陽光発電の適切な導入に向けて、下記の事項について実施するよう強く要望する。

### 記

- 1 再生可能エネルギー特別措置法に基づく事業計画の認定に当たり、一定規模以上の案件については、地域住民への事前説明を発電事業者が義務づけるとともに、その具体的な手続を事業計画策定ガイドラインに明記するなど、地域住民との関係構築のために必要な取り組みを行うこと。
- 2 太陽光発電設備が災害時に斜面崩落を誘発することのないよう、急傾斜地以外の斜面に設置される場合も含め、太陽光発電設備の斜面設置に係る技術基準の見直しを早急に行うこと。
- 3 発電事業終了後に太陽光発電設備の撤去及び適正な処分が確実に行われるよう、発電事業者による廃棄費用の積み立ての仕組みや回収された太陽光パネルのリサイクルの仕組みの確立に向けた取り組みを進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月24日

内閣総理大臣  
経済産業大臣 宛て（各通）  
環境大臣  
衆参両院議長

水戸市議会議長 安 藏 栄

## 地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療、介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面している。

一方、地方公務員を初めとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要がある。

政府の骨太2018では、地方の一般財源の総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされ、2019年度の地方財政計画でも、一般財源総額は6兆7,072億円（前年比+1.0%）となり過去最高水準となった。

しかし、一般財源総額の増額分も、幼児教育・保育の無償化などの国の政策に対応する財源を確保した結果であり、社会保障費関連を初めとする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実、強化が求められている。

このため、2020年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入、歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要である。

よって、政府においては、下記の事項について実現するよう強く要望する。

### 記

- 1 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。とりわけ、幼児教育・保育の無償化に伴う地方負担分の財源確保を確実に図ること。
- 3 地方交付税の算定におけるトップランナー方式の導入は、地域によって人口規模、事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止、縮小を含めた検討を行うこと。
- 4 まち・ひと・しごと創生事業費として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保を図ること。
- 5 2020年度から始まる会計年度任用職員の処遇改善のための財源確保を図ること。
- 6 森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を進め、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直しを進めること。
- 7 地域間の税源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税、消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。また、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保を初め、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。

- 8 地方交付税の財源保障機能，財政調整機能の強化を図り，市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要を把握し，小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。
- 9 依然として4兆円規模の財源不足があることから，地方交付税の法定率を引き上げ，臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。
- 10 地方自治体の基金残高を地方財政計画や地方交付税に反映させないこと。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月24日

内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣 宛て（各通）  
厚生労働大臣  
衆参両院議長

水戸市議会議長 安 藏 栄

## 子どもの貧困を解決する施策の充実を求める意見書

2013年に子どもの貧困対策推進法が全会一致の議員立法で成立し、同法は2014年に施行され5年が経過する中、見直しの要望も高まり今年6月の通常国会で改正が実現した。

主な改正点は、法律の目的で「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう」とあった条文の「将来」の前に「現在及び」が書き込まれ、貧困対策が将来のための学習・就労支援だけでなく、現在の子どもの生活改善にも力を入れることが明確になった。また、保護者への就労支援も所得の増大や職業生活の安定と向上に資するようにすることが位置づけられた。さらに、国連の子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもの利益を最優先に対策を推進することなども明記されたところである。

日本の子どもの貧困率(平均的な所得の半分に届かない世帯にいる18歳未満の子どもの割合)は13.9%(約7人に1人)と、依然として高水準である。発達・成長過程にある子どもの貧困は、その子どもの可能性を制約するだけでなく、貧困が次世代に引き継がれる危険をつくり出す点からも、影響は一層深刻である。

現在、子どもの貧困対策推進法に基づき政府が決定する対策大綱の見直しの議論が進んでおり、今年8月には内閣府の有識者会議が、新たな大綱に盛り込む施策のあり方を示す文書をまとめたところである。

その文書では、子どもの貧困対策の地域間格差をなくす取り組みのほか、子育てや貧困を家庭だけの責任とせず、地域や社会全体で解決することの大切さも提起している。法改正の趣旨を生かし、子どもを初め、当事者らの意見を踏まえるなどして、切実な声と実情にかみ合った新大綱をつくるとともに、現状打開に向けた真剣で具体的な取り組みが求められている。

よって、政府においては、高等教育における授業料減免制度の充実や給付型奨学金の拡充など教育費負担のさらなる軽減を初め、地方で実施されている学習支援事業や子ども食堂などへの公的支援、保護者の就労支援対策の拡充など、子どもの貧困の解消に向けた施策の一層の充実を図るよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月24日

内閣総理大臣  
財 務 大 臣  
文部科学大臣 宛て(各通)  
厚生労働大臣  
衆参両院議長

水戸市議会議長 安 藏 栄

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算  
の拡充を求める意見書

学校現場では、解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。

特に小学校においては、新学習指導要領の移行期間中であり、外国語教育実施のため、授業時数の調整などの対応に苦慮している。豊かな学びを実現するためには、教職員定数改善などの施策が最重要課題である。また、教職員の定数改善を行うことにより、働き方改革も進み、教職員が余裕を持って学校教育に当たれるようになり、教育の質を高められる。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の三位一体改革の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、地方自治体の財政を圧迫している。国の施策として定数改善に向けた財源を保障し、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であることから、子どもたちの豊かな学びを保障するための条件整備は不可欠である。

よって、政府においては、来年度予算編成に当たり、下記の事項について実現するよう強く要望する。

記

- 1 計画的な教職員定数改善により少人数学級を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月24日

内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣 宛て（各通）  
文部科学大臣  
衆参両院議長

水戸市議会議長 安 藏 栄